

学校いじめ防止基本方針 (R5.11 改訂)

福島市立庭塚小学校は（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び、福島市いじめ防止等に関する条例第11条(令和5年6月改正)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のために対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) 「いじめは、現に起きている」という危機意識を高め、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してやってはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者との連携のもとに行う。

2 基本方針

- (1) いじめの定義（条例第2条第1号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの例＞

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ④ 金品を要求されたり、物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- (2) いじめの防止等の対策ための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、以下の組織を設ける。

①名 称 「いじめ防止委員会」

②構成員

内部：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年担任、特別支援コーディネーター
ハートサポート相談員（以下「HS」）、養護教諭

外部（ケースによって招集）：PTA会長、学校評議員、スクールカウンセラー（以下「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）、庭塚地区健全育成推進会、民生児童委員、警察関係者

③組織の役割

〔校長〕○ いじめ（いじめの疑いのある行為）の情報があつた場合に、組織的な対応を行うための連絡・調整、指示

〔教頭〕○ いじめの相談、通報の窓口、状況の把握

〔生徒指導主事〕※学校におけるいじめ対応の中心

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善・見直し
- いじめ（いじめの疑いのある行為）に関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録・共有、分析
- 緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、アンケートや聞き取り調査等関係児童への事実関係の聴取、いじめの認知、被害・加害児童への指導や支援、関係外の児童への指導や支援などの対応方針の決定
- 保護者との連携、関係機関との連携など
- いじめを認知した場合速やかに「いじめに関する報告書」を教育委員会へ提出（いじめ重大事態が発生した場合も同様）

(3) いじめの未然防止のための取り組み

①好ましい人間関係づくり

- 「居場所づくり」と「絆づくり」を意識したいじめを生まない自浄作用がはたらく学校・学級づくりを推進する。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係づくりを進めることがいじめ防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通して、道徳教育・学級活動・体験活動（自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験）等の充実を図る。
- なかよし班活動など縦割り班活動等の異学年交流による好ましい人間関係づくりにおいて、互いに助け合ったり、尊重しあったりする思いやりの心を育てていく。
- 自己理解や他者理解を促進するために、自他のよさに気づいたり、自分と異なる考え方を受け入れたり、折り合いをつけたりできるような心を育む授業を取り入れる。

例）人権教育、多様性の理解、ストレスマネジメント、対人関係ゲーム、ロールプレー、グループエンカウンター

②自己指導能力の獲得を目指した生徒指導の推進

- 日頃から正しい生活習慣、学習習慣を指導し、児童に正しい規範意識を育てていく。
- 授業のルール、コミュニケーションの取り方、言語環境の醸成等の指導を継続的に行う。
- 児童一人一人がお互いを多様な存在として認め、教室に様々な異なる考えを出し合える雰囲気確保し、お互いの違いを理解できるように働きかける。

③個に応じたきめ細やかな学習指導の充実

- すべての児童が「わかる」「できる」「楽しい」と感じ、授業に参加・活動できる授業づくりを行う。
- 補充的な学習や発展的な学習、支援ツールの活用など個に応じた指導を行う。

④「SOS の出し方に関する教育」の推進

- 困っているときに、周囲に助けを求める行動（SOS の表出）ができる指導を推進する。
- 日々の観察や定期的に教育相談を実施することなどを通して身近にいる教職員が児童のSOSを受け止め、支援できる体制を整備する。
- 児童等が友達のSOSに気づくことのできる「親和的な集団」の育成に努める。

⑤教職員の研修の充実

- 教職員自身が模範となる行動を示すとともに、いじめ防止の対策に関する資質の向上を図るための研修を計画的に行い、全教職員の共通認識のもと実践できるようにする。
 - ア いじめ対応シミュレーション等を通し、いじめ事案への対応力を高める。
 - イ 校外研修会への参加と、確実な伝達講習を行う。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

①生徒指導の機能を生かした組織的な取り組み

- 「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」が機能する学級・学校づくりを目指す。教育相談体制の充実や実態把握のためのアンケート（「学校生活アンケート」）・面談等に計画的・継続的に取り組む。アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェックを行い、いじめに関係する内容については即時対応する。

②教職員の情報の共有化

- いじめ防止委員会を中心に、教職員間での児童の情報の共有を日常的に図り、いじめの早期発見に努める。

③いじめの対応についての保護者・地域との連携

- 保護者や地域に対して、いじめ防止に向けた校内の取り組みについての周知を図り、情報の提供、相談、連携を図ることができるようにする。
- 保護者に対して、家庭においてもいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み事等を相談できる雰囲気づくり努めることについて協力を得る。

(5) いじめに対する措置（法に基づいた組織的な対応）

①いじめ（いじめの疑いのある行為）の把握

- いじめの通報（疑われる行為の発見）があった場合は、速やかに、いじめ防止委員会を招集し、組織で当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を校長に報告する。

②事実の確認と対応

- 被害児童等の保護を最優先し、被害者のニーズを確認する。その上で安全な居場所の確保、また加害児童等や学級児童全体への指導に関する具体的な支援案を提示する。
- 加害児童等へは、「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度でいじめをやめさせる指導を行う。それに伴い加害児童等の成長支援という視点に立った長期的な指導ビジョンを持つようにする。そのためにも、加害児童等へのアセスメントを丁寧に行い、再発防止のための指導と援助に努める。
- 被害児童等と加害児童等どちらの保護者にもいじめの発生、事実について報告し、対応について理解を得られるようにする。
- 被害児童等と加害児童等との関係修復を図る。保護者へも協力を要請し、関係修復に向けて継続的な働きかけと援助を行う。ケースによっては、SC や HS、SSW 等の専門的な知識を有する人材に協力を得る。
- 対応にあたっては、いじめ防止委員会が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

③当該児童以外の児童への指導

- いじめが行われていることを知りながら（または知らずに）見ていたり、同調したりしていた児童に対して、自分たちの問題として意識させ、いじめを受けた側の立場になって、そのつらさやくやしさを、誰も助けてくれないつらさなどを考えさせることを通して、児童の行動の変容を図る。学級や学校全体への指導により、好ましい学級集団の構築に努める。

④犯罪行為としてのいじめと判断された場合

- いじめが犯罪行為として取り扱われるものと判断された場合は、所轄の警察署と連携して対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑤インターネット上でのいじめ

- インターネット上に不適切な書き込み等があった場合は、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、被害にあった児童のケア、書き込みの削除依頼など、必要な措置を取る。また必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄の警察等、関係機関との連携を行う。

⑥重大事態の発生の場合

○ 重大事態とは

ア いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(以下想定されるケース)

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童が相当期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童等や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったとの申立てがあったとき。

（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）

○ 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて 7 日以内に市長（総務課）に報告する。

○ 重大事態の調査

ア 調査を行う組織は、「福島市いじめ重大事態調査委員会」「重大事態調査チーム」「いじめ防止委員会」の中から適切な組織を選択し調査を行うことになるが、不登校重大事態に係る調査は主としていじめの解消と対象児童等の学校復帰の支援につなげることを目的とすることから、学校が調査にあたることを原則とする。

イ 市教育委員会会議の指示により調査主体が学校と判断され学校が調査を行う場合、いじめ防止委員会に適切な外部人材を加えた組織を編成し調査を行う。(例えば、学校評議員、地区健全育成推進会、民生児童委員、PTA 代表、警察関係者、SC,SSW など)

ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校への復帰や通常の生活に戻ることへの阻害となることがないように十分配慮する。

エ いじめを受けた児童及び保護者に対して、学校は説明責任があることを自覚し、真摯に情報の提供を行う。その際、個人情報保護に関する法律等を十分に踏まえながら、市教育委員会の指導を受け、適切に提供すること。

⑦ いじめの解消（いじめに係る行為が少なくとも 3 か月止んでいることを目安とする）

- 被害児童等に寄り添いながら、経過観察を行うとともに、定期的に本人及び保護者に確認し、いじめの解消を目指す。(加害児童等も継続的に指導)
- いじめ解消後も、進級、進学時の引継ぎを確実にし、同じことが起きないよう見守り続ける。

(6) 評価と改善

- ① 「学校生活アンケート」(年3回)と「Q・U 学校満足度調査」(年2回)の実施
 - 児童を対象とした「学校生活アンケート(いじめ実態調査)」と Q・U の調査結果について分析を行い、定例のいじめ防止委員会や生徒指導全体会で、教職員間で情報共有と改善策についての話し合いを行う。
- ② 「教育活動アンケート」の実施(児童、保護者、教職員に対して実施)
 - 年2回行う「教育活動アンケート」に、いじめ対応に関する項目を設ける。結果をもとに、評価を行い、教職員全体で情報共有と対策の検討を行う。保護者へもアンケート結果を公表し、保護者からの意見も今後の対応等へ反映させるようにする。また、年度末に行われる学校評議員会や PTA 理事会等でも、いじめ対応についての評価を公表し、いただいた意見をもとに改善につなげる。
- ③ いじめの認知件数の公表(ホームページや学校だより等を通して)
 - いじめの認知件数については、年3回実施する「学校生活アンケート(いじめ実態調査)」の時期に合わせて調査結果を児童等や保護者へ公表する。また、年間を通じていじめの発生がなかった場合は、その事実を児童等や保護者へ公表する。